

宅建業法 免許の基準 宅建 R01-43-2 《#873》

【問】 正誤をつけよ。

免許を受けようとする法人の政令で定める使用人が、刑法第 252 条(横領)の罪により懲役 1 年執行猶予 2 年の刑に処せられ、その刑の執行猶予期間を満了している場合、その満了の日から 5 年を経過していなくても、当該法人は免許を受けることができる。

【答え】 正しい

《ポイント》 免許の基準 【宅建★入門】

免許権者は、免許を受けようとする者が次の各号のいずれかに該当する場合には、免許をしてはならない。

五 禁錮以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から 5 年を経過しない者

⇒ 執行猶予期間が満了すれば、(直ちに)欠格事由ではなくなる

十二 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちに欠格事由に該当する者のあるもの
(宅建業法 5 条 5 号、12 号)

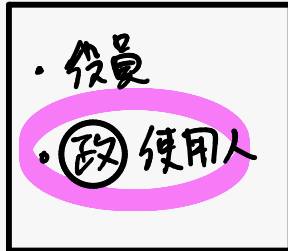


業法は分析的に考える
→ 満点を狙う

理解の隙間を埋めていく作業



法人免許？



+ 欠格

⇒ 法人免許 NG



禁錮/懲役

務記

→ 5年NG

執行猶予
期間

完了

→

直上 = OK